別紙様式２

平成２６年度内部監査基本計画書

平成２６年　５月　７日決定

国立大学法人東北大学内部監査規程第１０条に基づき、平成２６年度に実施する監査基本計画を次のとおり定める。

１　監査の方針

監査室は、大学経営の最高責任者である総長直属の組織として本学の経営目標を達成するために業務の遂行状況の監査及び内部統制の評価に務めてきたところであるが、今後もその使命を的確に果たすため、次に掲げる方針で内部監査に取り組む。

（１）重点事項の設定基準

社会的な要請等による本学を取り巻く環境の変化を十分に踏まえ、主として次に掲げる項目に重点を置いて監査を行う。

①　中期目標・中期計画が学内に浸透し、目標に沿った施策が効果的に実行されているかなどの経営の基本問題を検討・評価し、その改善を促すことによって、目標達成を効果的に促進させる。

②　日常的業務における内部統制システムの整備・運用状況などを検討・評価し、その改善を図ることによって、内部統制の目標（業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、関連法規の遵守）をより効果的に達成するとともに、各種法定監査にも対応可能とする。

③　本学の信頼性に重大な影響を与える不正、新たな事業活動の進捗状況など特別な個別事項を検討・評価し、その改善を図ることによって、本学の説明責任の向上及び大学経営の支援に資する。

（２）過去の監査事項のフォローアップの実施

過去の法定監査及び内部監査等により指摘された事項等への対処に関しては、その対応策と効果の検証等についてのフォローアップを実施する。

（３）臨時的監査への対応

総長からの監査要請や社会的関心の高い事項については、機動的に監査を行うなど、適時適切に対応する。

2　重点事項

内部監査は、監査の方針に基づき、監査室に課された使命を効率的、効果的に達成するため、重点事項を設定し計画的に実施する。

内部監査の重点事項は、多種多様な監査の領域の中から、施策・事業の動向や予算等の規模、内部統制の状況、過去の監査の結果などを勘案して設定する。

特に、平成２６年度は、昨年度実施したフォローアップ監査の監査結果に基づき、各部局から提出された改善計画について、その進捗状況や効果の検証を行うほか、本学の基本理念に係る施策の重要性、外部監査機関等による指摘、文部科学省等からの要請、社会的関心などを勘案して、別紙のとおり４項目を設定する。

3　監査実施時期

内部監査の実施時期は監事監査、会計監査人監査の実施時期等を考慮し、部局への実地監査は平成２６年６月から平成２７年２月までとする。

4　監査対象部局

内部監査の対象部局については、それぞれの監査項目毎に別途「内部監査実施計画書」において定める。

5　監査の方法

監査は実地監査により行う。

6　その他

（1）重大な事故・不正・誤り等の事実の発生を了知した場合は、必要に応じてその内容を調査する。

（2）東北大学（担当理事）、監事、監査室及び会計監査人の四者が定期的に会合を開催し、随時情報を交換することにより各監査が効率的、効果的に実施できるよう連携を図る。

（3）不正防止計画推進部署（研究費不正使用防止計画推進委員会）との密接な連携を図り、不正防止計画の策定及び進捗状況に係るモニタリングを行う。また機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか確認・検証を行う。

（4）東北地区における各国立大学の内部監査担当者が定期的に会合を開催し、内部監査に関する情報を共有化することにより、各大学における内部監査機能を強化する。

（5）内部監査の結果については、総長に報告するとともに、監査対象部局の長に対し内部監査報告書（部局詳細版）を送付することにより周知してきたところであるが、監査対象外部局に対する監査結果の周知が徹底されていなかったことから、部局等の事務担当者に対するフィードバックを目的に「内部監査事例報告会」を開催する。

（6）平成２５年度に作成した「内部監査評価シート」に基づき、監査室の運営体制や内部監査業務に関する内部評価を行い、業務の改善を行うことにより監査業務を強化する。

別紙

No.	重　点　事　項	監　　査　　の　　内　　容
1	ハラスメントの防止等に関する監査	本学におけるハラスメントの防止等に関する事項は、「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 」や「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」等により定めているところであるが、昨今本学において立て続けにハラスメントに関連する懲戒処分が発表される事態となっている。 ハラスメントは重大な人権侵害であり、教育・研究の場である大学の存立を脅かしかねない行為であることから、関連規程やガイドラインに基づき、ハラスメントの防止対策・相談・申し立て・問題解決までの手順が適切に実施されているか監査を実施する。
2	競争的資金の監査	文部科学省等の資金配分機関から内部監査の実施を求められている公募型の研究資金（競争的資金）について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に基づく管理体制の把握を中心に、前年度執行分を対象として監査を実施する。
3	標準会計監査	内部統制の整備及び不正防止を図ることを目的として、日常の会計業務における手続きや執行の適正性等についての全般的な監査を実施する。また、今般改訂のあった「契約業務マニュアル」に基づき、物品及び役務契約の適正性を監査するとともに、工事契約についても併せて監査を実施する。
4	フォローアップ監査	昨年度実施したフォローアップ監査において、監査結果が「改善事項」もしくは「経過観察事項」となった項目と、昨年度実施した３つの監査において「改善事項」となった項目に関して部局等から提出された「改善計画（状況）回答書」に基づき、対応状況とその効果の検証を目的に、フォローアップ監査を実施する。